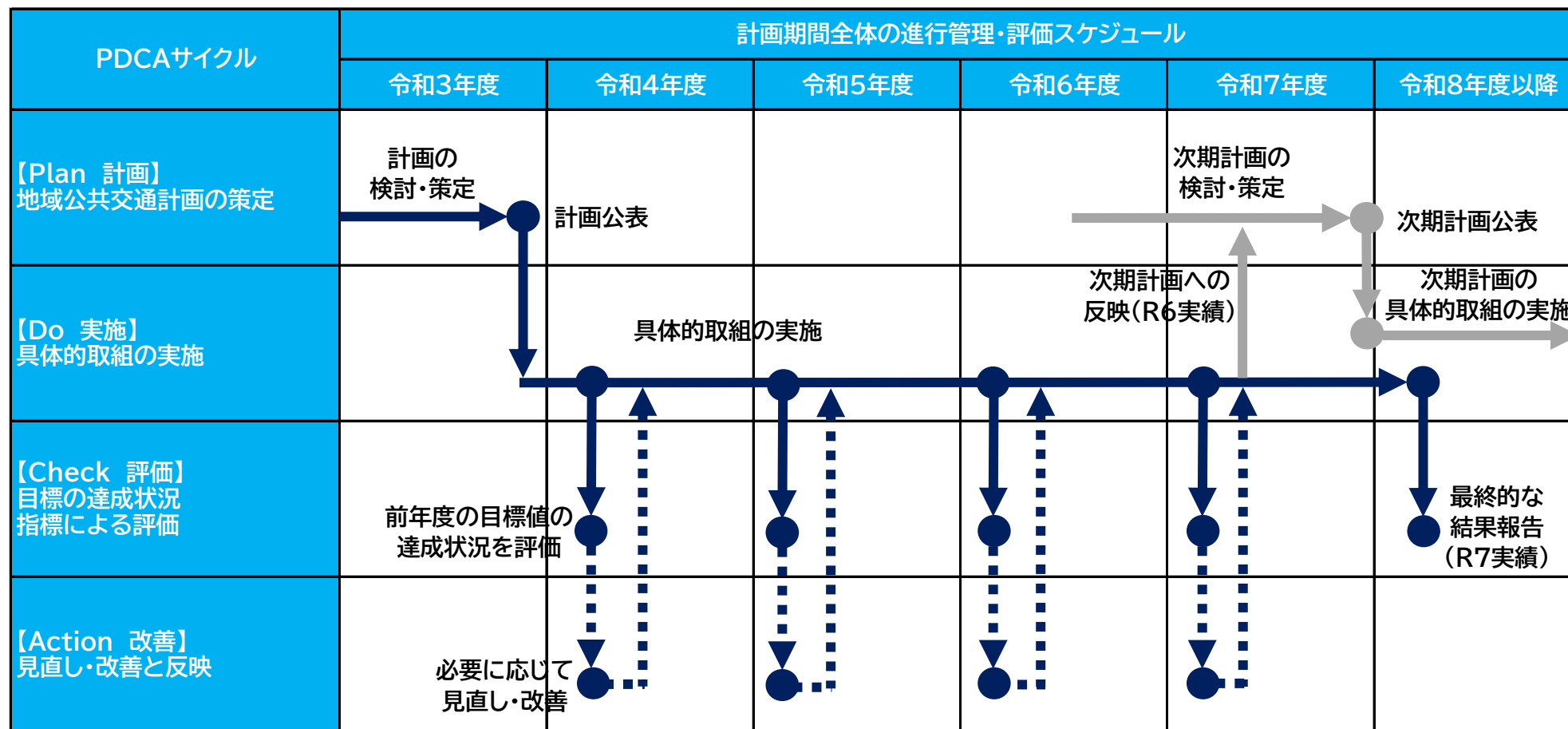


進行管理スケジュール(計画期間)

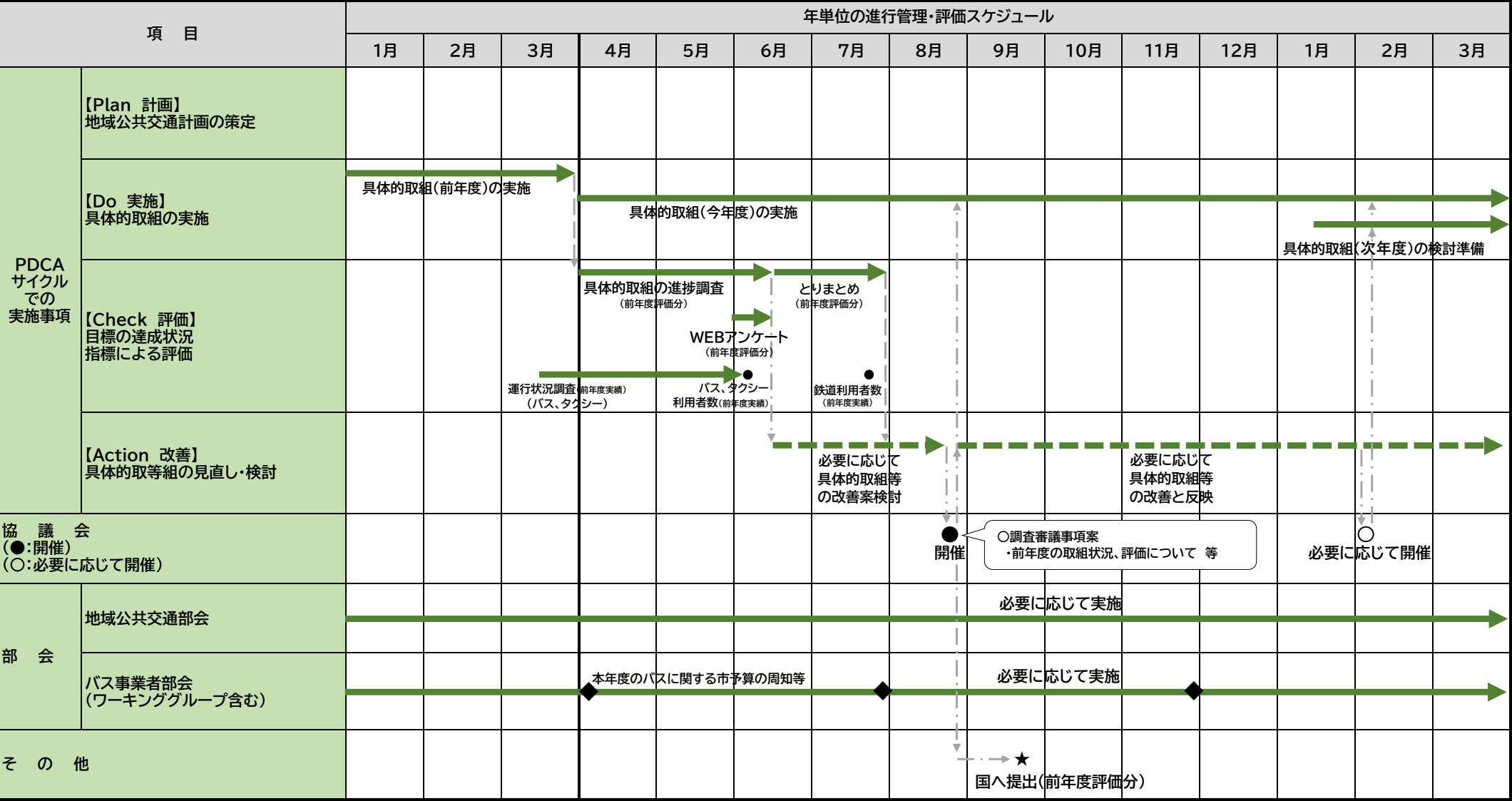


(凡例)

	: 現計画
	: 次期計画

※実線は実施、点線は必要に応じて実施

進行管理スケジュール(年)



※実線は実施、点線は必要に応じて実施

【参考:地域公共交通の活性化及び再生に関する法律】
第7条の2 地方公共団体は、地域公共交通計画を作成した場合には、毎年度、当該地域公共交通計画の区域における地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生に関する施策の実施の状況についての調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、地域公共交通計画を変更するものとする。
2 地方公共団体は、前項の調査、分析及び評価を行ったときは、速やかに、その結果を主務大臣に送付しなければならない。
3 主務大臣は、前項の規定による送付を受けたときは、その送付に係る事項について、地方公共団体に対し、助言をすることができる。